

小規模特認校制度について

1 小規模特認校制度について

小規模特認校制度（以下「特認校制度」という。）は、学校選択制の一種であり、特定の学校について、通学区域に関係なく、市内のどこからでも就学を認める制度である。

特認校制度を導入すれば、指定校における児童生徒数の増加が期待されるため、小規模校を存続する場合の教育の充実策の一つとして挙げられ、一定の児童生徒数を確保することで、規模が小さいことにより生じる可能性がある課題の緩和を目指すものである。

2 他都市における小規模特認校制度の取組

(1) 鳥取市（人口：約 18 万人）

ア 目的

中山間地小規模校において、自然環境を生かした体験学習や、少人数によるきめ細かな学習が可能であるといった特徴を生かし、特色ある学校づくりを積極的に進めている学校を支援するとともに、他校区の児童・保護者の中で、このような中山間地小規模小学校に入学・転学することを希望する児童・保護者にその機会を提供するため。

イ 導入経緯

地域住民や保護者などから少子化に対する対策を求める要望が多く寄せられるようになり、「小規模校特別転入制度実施推進委員会」を開催し、実施校等を決定した。

ウ 導入初年度及び現在の状況

年度	導入校数	制度利用者数
導入：平成 17 年度	3 校（3 小）	合計 4 名（2 小）
現在：平成 30 年度	11 校（7 小、1 中、3 義務）	合計 74 名（6 小、1 中、3 義務）

〔市内学校数（平成 30 年度）：小学校 41 校、中学校 14 校、義務教育学校 3 校〕

エ 主な入学条件

市内在住で、通学時間が片道約 1 時間以内

オ 通学方法

保護者の送迎を原則とする。（公共交通機関も可）

カ 成果

- ・多くの児童生徒、保護者から小規模校での魅力についての声が届いている。
- ・制度を利用する児童生徒が増加。継続申請がほとんどである。
- ・平成 27 年度、ある小学校の新 1 年生の入学予定者が 1 名であったため、他の学校に行かせざるを得ないと言っていたが、転入制度により複数の児童が転入したため、他の学校に移らないこととなった。

キ 配慮を要する点

- ・制度利用が一部の学校に偏っている。
 - ・制度の趣旨とは異なる理由での申込みに対する対応が必要である。
 - ・上記「目的」とは異なる理由（先生とうまくいかない、保護者同士の折り合いがつかない、不登校である、特別な支援が必要であるなど）申請される場合がある。
- ※原則、転入制度を活用した児童のための特別支援学級の開設は行っていない。

(2) 豊橋市（人口：約 37 万人）

ア 目的

小規模校の良さを生かし、特色ある学校づくりを行い、その学習環境の中で子供を学ばせたい希望者に、通学区域にとらわれず入学を許可し、学校規模の適正化を図る。

イ 導入経緯

「学校規模の適正化に関する基本方針」において、小規模校のうち全学年が 1 学級の学校は、「特認校制度の導入」を手法の一つとして検討することとしている。

ウ 導入初年度及び現在の状況

年度	導入校数	制度利用者数
導入：平成 19 年度	3 校（3 小）	合計 2 名（2 小）
現在：平成 30 年度	3 校（3 小）	合計 24 名（3 小）

〔市内学校数（平成 30 年度）：小学校 52 校、中学校 22 校〕

エ 主な入学条件

- ・学校の教育方針に賛同し学校行事や P T A 活動に保護者が協力し参加できること
- ・1 年以上保護者の負担と責任で通学できること

オ 通学方法

保護者の送迎

カ 成果

- ・静かな郊外に位置し、豊かな自然環境に囲まれ、農業体験やホテルの育成等を通しての環境学習等、体験的な学習を十分に行うことができた。
- ・地域教育コーディネーターが全面的に学校の教育活動を支援し、ボランティアが教育活動を支える体制が整った。
- ・地域活性のために地域が特認校制度と放課後子ども教室運営に主体的に関わり、校区内外の区別なく多様な家庭を受け止める体制が整った。
- ・少人数授業が保証されており、個別的な指導をはじめ、きめ細かな教育支援を日常的に行うことができた。
- ・I C T 機器の活用を意図した学習指導の研究発表会を平成 28 年度に開催しており、一人一台のタブレット端末や W i - F i 通信などを完備できた。
- ・ゆったりと穏やかな人間関係の中で、個の思考力を高めることをねらい、プログラミング教育を全校で実施できた。

キ 配慮を要する点

- ・保護者の送迎が絶対条件であるため、下校時刻の変更が困難である。
- ・「放課後子ども教室」は、地域住民のボランティアで成り立っている。授業後のトラブルも学校で処理されるものという考えがあり、学校への依存率が高い。
- ・様々なトラブルを抱えてこの制度を利用する家庭もいるため、保護者と連絡を密にする必要がある。担任の家庭訪問も広範囲に及び旅費が高額となる。
- ・卒業後は、原則、居住地の中学校に通うことになっているが、ほとんどの児童は制度導入小学校から進学する中学校への進学を希望するので、校区外通学許可の手続きを行う必要がある。

(3) 宇都宮市（人口：約 52 万人）

ア 目的

学校規模適正化の観点から、複式学級が存在する学校規模は教育上の課題が大きいと考え、複式学級を解消し、児童生徒の一定の集団規模を確保するため。

イ 導入経緯

「学校規模の適正化に向けた通学区域見直し実施計画」において、複式学級校に小規模特認校制度を取り入れることとしている。

ただし、5 年を目途に実施し、その結果、複式学級が解消されない場合は、統廃合すると示されている。

ウ 導入初年度及び現在の状況

年度	導入校数	制度利用者数
導入：平成 17 年度	2 校（2 小）	合計 16 名（2 小）
現在：平成 30 年度	2 校（2 小）	合計 113 名（2 小）

※平成 21 年度に 2 校とも複式学級を解消したため、現在も継続している。

〔市内学校数（平成 30 年度）：小学校 68 校、中学校 25 校〕

エ 主な入学条件

- ・市内に居住し、原則として卒業まで通学すること
- ・学校の教育活動や P T A 活動へ保護者が賛同・協力すること

オ 通学方法

通学は保護者の負担とする。

カ 成果

- ・特認校制度導入により児童数が増加した。
- ・平成 16 年度に特区の認定を受け、実践的なコミュニケーション力を育成する「会話科」を設置した。このことにより、自発的に意見を発表することが多くなったり、外国の方に話しかけることが好きになり英会話に自信を持つようになったりするなど、コミュニケーション力等が向上した。
- ・放課後活動運営委員会の設置により、市補助金と保護者の会費で指導員を雇用し、英会話活動やパソコン教室、読み聞かせ教室、地域野外体験活動等の特色ある放課後預かり教育を充実させることで、保護者が安心して通学させる環境が整った。
- ・「地域の学校」として、学校を核として地域が活性化し、人間関係が深化した。

キ 配慮を要する点

- ・教職員が「会話科」の授業の準備に時間を要し、他の学校にない苦労がある。
- ・学習等に生かしていくために、教職員や児童が地域の伝統行事や祭りに参加するため、休日、時間的な制約を受けることが多い。ただし、保護者等には入学前にこのことを説明している。

(4) 鹿児島市（人口：約 59 万人）

ア 目的

豊富な自然環境に恵まれた小規模校の特性を生かし、心身の健康増進・体力づくりとともに、自然に触れる中で学ぶ楽しさと、豊かな人間性を培いたいと希望する保護者及び児童生徒に、一定の条件を付し、特別に入学（転学）を認めると同時に、学校及び地域の活性化を図る。

イ 導入経緯

小規模校で、児童生徒の減少が学校運営上の課題となっており、学校と地域が一体となって小規模特認校制度の導入への強い要望があったことによる。また、合併町が既に制度を実施していたため、合併に向けて受入れ態勢を整備した。

ウ 導入初年度及び現在の状況

年度	導入校数	制度利用者数
導入：平成 16 年度	9 校（6 小、3 中）	合計 18 名（4 小、1 中）
現在：平成 30 年度	19 校（14 小、5 中）	合計 78 名（10 小、4 中）

〔市内学校数（平成 30 年度）：小学校 79 校、中学校 38 校〕

エ 主な入学条件

- ・真に小規模校の有する特性の中で教育を受けさせたいという場合
- ・通学が保護者の責任において概ね 1 時間以内で、始業時までに登校が可能

オ 通学方法

保護者の責任において通学

カ 成果

- ・制度導入により、複式学級の解消やクラス増になる場合もあった。
- ・授業の活性化や固定化された友人関係に幅ができ、コミュニケーション能力の育成などにつながった。
- ・児童生徒一人一人の個の良さが発揮される機会が多く、活動の場が増えた。
- ・授業や教育活動の幅が広がった。
- ・少人数指導による個に応じた学習が行いやすくなった。

キ 配慮を要する点

- ・通学に関して補助制度がないため、制度利用者には金銭面で負担が発生している。
- ・大規模校の近隣や交通利便性の良い小規模校では、制度利用者が多いが、近隣に小規模校しかない地域や交通利便性があまり良くない地域では、制度利用者のない学校も生じる。
- ・特徴を出した魅力ある教育活動に取り組まなければ、制度利用者は増加しない。

3 特認校制度の導入について

第2回審議会において、小規模小学校に対しては、望ましい学校規模に向け1～5学級の学校は「統合」、6～11学級の学校は「統合」又は「通学区域（校区）の見直し」により取り組むことが適当であると提示した。

しかし、特認校制度を導入することにより児童生徒数の増加が期待されることや、「学校教育のみを考えるのではなく『地域とともに』という考え方が大切である」という審議会の協議で出された意見などを踏まえ、小規模小学校に対する望ましい学校規模に向けた取組方策の一つとするかどうか、その方向を定める必要がある。

その上で、特認校制度を導入する際には、例えば、他都市の事例にもあるように、導入する学校の規模、導入の効果を見極める期間、特色ある教育課程づくりなど、一定の要件を設けて認めていくかどうかについても検討する必要がある。